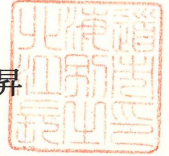


一般廃棄物収集運搬業許可証

令和4年 8月24日

江別市長 三好 昇



江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第37条第2項の規定により次のとおり許可します。

| | | |
|-----------------|--|------------|
| 許可番号 | 第30号 | |
| 営業所の所在地及び名称 | 所在地 | 江別市角山69番地4 |
| | 名称 | 角山開発株式会社 |
| 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物 ：木くず、がれき類、動物の死体、すき取り物、草、刈草、樹木類（抜根・伐採木・剪定木・流木・風倒木等） | |
| 収集、運搬、処分 の別 | 収集・運搬（積替・保管を除く） | |
| 営業の区域 | 江別市内 | |
| 許可期間 | 令和4年9月1日から令和6年8月31日まで | |
| 許可の条件等 | ・一般廃棄物は、事業系廃棄物に限定 | |
| 許可の更新・変更 の状況 | ・平成20年 9月 1日 許可の更新 ・平成22年 9月 1日 許可の更新 ・平成24年 9月 1日 許可の更新 ・平成26年 9月 1日 許可の更新 ・平成28年 9月 1日 許可の更新 ・平成30年 9月 1日 許可の更新 ・令和 2年 9月 1日 許可の更新 ・令和 4年 9月 1日 許可の更新 | |